

令和元年12月18日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和元年10月31日付け1長対広第66号で本審議会に諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用
 - ・長岡京市第9次高齢者福祉計画・第8次介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査のための個人情報の目的外利用について【令1-5】
 - ・京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入にかかる個人情報の目的外利用について【令1-9】

- 2 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく外部提供
 - ・長岡京市第2期教育振興基本計画策定に向けた市民アンケートのための個人情報の外部提供について【令1-6】
 - ・第6回近畿圏パーソントリップ調査（本調査）のための個人情報の外部提供について【令1-7】
 - ・防災カメラ映像情報の外部提供について【令1-8】

以上

答 申 書

答 申 番 号	令 1 - 7	答 申 日	令和元年12月18日
審 議 件 名	第6回近畿圏パーソントリップ調査（本調査）のための個人情報 の外部提供について		
審 議 日	令和元年10月31日		
内 容			
<p>令和元年10月31日付けで市長より、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、保有個人情報を京都府へ外部提供することについて本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である交通政策課の説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年に1度実施される実態調査であり、市町村のまちづくりの根幹となる都市計画マスタープランや大規模災害時の帰宅困難者の避難計画、新型インフルエンザ感染拡大の予測等に活用できる公共性の高い調査で、実施主体は2府4県及び政令市である。京都市を除く京都府内市町村分は京都府が取りまとめている。 ・前々回調査では、平成12年6月26日付けの本審議会答申を受けて、保護対策について一定の意見を付して紙媒体で京都府へ外部提供した。前回調査（平成22年度）でも同様の対応をしている。 ・今回、令和2年に行われる第6回近畿圏パーソントリップ調査（本調査）に際し、京都府から作業の効率化とコスト削減のため磁気媒体での提供を依頼されているため、本審議会に改めて諮問するものである。 ・住民基本台帳の記録データから本市の4%にあたる世帯（1,450世帯）を無作為抽出し、その個人情報を外部提供しようとするものである。 ・提供しようとしている個人情報は、抽出対象世帯の住所、世帯代表者（世帯主）の氏名、世帯に含まれる5歳以上全員の性別、世帯に含まれる5歳以上全員の生年月日である。 ・保護措置として、京都府の個人情報保護条例に基づき管理をし、同情報を取り扱うパソコンはパスワードを設定し、ネットワークには接続しないよう求める。また、調査終了後は、情報が記録された磁気媒体は裁断処理等データが復元できない対応を京都府に求め、その結果については、「個人情報外部提供業務実施報告書」によりチェックを行う。 ・国土交通省と総務省の事前協議により、本調査実施に関し住民基本台帳データを提供することは住民基本台帳法に違反しないという見解が、総務省より示さ 			

れている。

本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、外部提供について許容するとの結論に達した。

- ① データの提供については、磁気媒体又は総合行政ネットワーク「L GWAN」を利用するなど、より安全性の高い方法で実施すること。
- ② 住基台帳法上データで外部提供することが本当に違反しないかという点は憂慮されるが、本市にとっても有用性が高い調査ということであり、そのような点も鑑みて、磁気データによる提供を許容する。
- ③ 本答申を今後の取扱いの前例とはせず、案件ごとに住基台帳法の規定に照らし合わせながら審議し、判断していくこととする。